



2714

(生58)

平成20年2月22日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会生涯教育担当理事

飯沼



医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の  
一部を改正する省令案について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医道審議会医師分科会医師臨床研修研究部会報告書につきましては、平成19年12月26日付（生48）をもってお送りいたしました。

今般、その報告書等を踏まえ、臨床研修病院の指定基準の見直しや諸手続きの簡素化等を行うため、行政手続法に基づく手続として、広く国民の皆様等から意見を募集するパブリックコメントを3月23日まで実施しております。本パブリックコメントを経て、省令が改正されることとなります。

つきましては、参考までにパブリックコメント募集の資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会におかれまして、パブリックコメントを提出した場合には、本会生涯教育課（FAX 03-3942-6503、MAIL syogai@po.med.or.jp）にも併せてお送りいただきますようお願い申し上げます。

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令案について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100495>

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令案について（意見募集）

平成20年2月22日  
厚生労働省医政局医事課

平成16年4月より義務化された医師の臨床研修制度につきまして、平成19年12月にとりまとめられた医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の報告書等を踏まえ、現在、臨床研修病院の指定基準の見直し等を内容とする標記省令案の検討を進めているところであり、今般、下記の要領により御意見等を募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

記

1. 御意見等募集期間

平成20年2月22日から平成20年3月23日

2. 提出方法

氏名（法人名）及び住所を御記入の上、以下のいずれかの方法により提出してください（様式は自由です。）。電話での受付はできませんので御了承下さい。

なお、個人又は法人の属性に関する情報は公開することができますので、あらかじめ御了承下さい。

○ 郵送の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省医政局医事課 あて

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

メールアドレス： rinken@mhlw.go.jp

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03（3591）9072 厚生労働省医政局医事課 あて

3. 改正の概要

別紙のとおり。

## 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令案について

### 1 改正の経緯

平成19年12月にとりまとめられた医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の報告書等を踏まえ、臨床研修病院の指定基準の見直しや諸手続の簡素化等を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 臨床研修病院の指定基準の見直し

- ・指定基準について、研修協力施設を含めて考慮する事項から、「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」、「救急医療を提供していること」、「臨床病理検討会を適切に開催していること」を除外するもの。
- ・指定取消の要件に「2年以上研修医の受入がないとき」等を追加するもの。
- ・医師の員数に係る経過措置の期限を平成21年3月までとするもの。

#### (2) 諸手続きの簡素化等

- ・病床数、研修管理委員会の構成員について当該病院に関する変更届出事項から年次報告事項へ変更するもの。
- ・研修プログラムの変更届出事項について、研修協力施設を除外し、研修医の募集定員の変更及び病院群の変更を追加するもの。
- ・年次報告における添付書類について、研修プログラムを不要とするもの。

#### (3) その他

- ・研修管理委員会の構成員に当該臨床研修病院及び研修協力施設以外に所属する医師、有識者等を追加するもの。